



平成 25 年 5 月 24 日

各 位

会社名 アオイ電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 中山康治
(コード番号 6832 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 木下和洋
(TEL 087-882-1131)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月24日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催予定の第45回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役および監査役が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することが出来るよう取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨ならびに社外取締役および社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(定款第30条および第41条)

なお、取締役の責任免除の規定(定款第30条)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月27日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成25年6月27日(木曜日)

以 上

(別紙)

定款変更箇所

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
(新 設)	<u>(取締役の責任免除)</u> 第 30 条 当社は、 <u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u>
第 30 条～第 39 条 (条文省略)	第 31 条～第 40 条 (現行のとおり)
(新 設)	<u>(監査役の責任免除)</u> 第 41 条 当社は、 <u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u>
第 40 条～第 47 条 (条文省略)	第 42 条～第 49 条 (現行のとおり)

以 上